

総合研究大学院大学(SOKENDAI)特別研究員（挑戦型）

令和3年度（2021年度）採用分募集要項

1. 趣旨

「総合研究大学院大学（SOKENDAI）特別研究員（挑戦型）」は、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う人材を育成するために、既存の研究分野や研究科・専攻等の組織の枠にとらわれない独創的・挑戦的な研究を主体的に行う博士後期課程相当に在籍する学生を特別研究員として採用し、研究奨励費及び研究費を支給する制度です。

なお、本制度は、国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」事業の助成を受けて実施するものです。

2. 2021年度採用予定数

10名

申請資格

3. 申請資格

2021年10月1日時点において、次の各号の全てに該当する者（申請時点においては見込みで可）

- (1) 本学の5年一貫制博士課程に在学し（編入学者を除く）、在学月数（休学月数を除く。ただし、休学期間（月単位で切り上げて計算します）の合計が6ヶ月未満の場合は在学月数に加算するものとする。以下同じ。）が24ヶ月以上54ヶ月以下の者、または、本学の博士後期課程に在学もしくは5年一貫制博士課程の3年次に編入学し、在学月数（休学月数を除く）が1ヶ月以上30ヶ月以下の者。（2021年10月入学の学生は、応募資格がありません。）
- (2) 国費外国人留学生制度による奨学金、日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する者でないこと
- (3) SOKENDAI特別研究員（分野型）に採用されている者でないこと。
- (4) 本学、基盤機関または企業等から、生活費相当額として十分な水準（240万円/年（税引き前）以上）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者でないこと。
- (5) 本学が実施している、SOKENDAI研究派遣プログラム、国際共同学位プログラム、学内共同研究指導のいずれかに参加している、あるいは参加を計画している者（ただし、5年一貫制博士課程に在学し（編入学者を除く）在学月数が48ヶ月以上の者、または本学の博士後期課程に在学もしくは5年一貫制博士課程の3年次に編入学し、在学月数が24ヶ月以上の者はこの限りでない）。

※申請時に資格を満たす見込みであっても、休学等により申請資格を満たせなくなった場合は採用を取り消すことがあります。

※長期履修制度適用者は申請資格対象外とします。

※留学生も支援対象となりますが、支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に携わる意思、能力を有することが前提となります。

※支援対象者が、研究活動に支障のない範囲でTA・RA活動等を行い、その適正な対価を受給すること

は禁止されません。ただし、当該受給内容および本事業との重複状況等について報告を求めることがあります。

※SOKENDAI 特別研究員（分野型）との併願も可能ですが、双方に合格した場合は、大学の判断によりいずれか一方の特別研究員として採用します。

#### 4. 採用開始予定日

2021 年 10 月 1 日

※採用決定の時期に関わらず、2021 年 10 月 1 日に遡って採用を開始します。

#### 5. 採用期間

学則第 21 条に規定する標準の修業年限から採用開始前日までの在学期間を差し引いた期間

※ただし、採用期間中に本学の博士課程を早期修了し学位を取得した場合は、学位取得月をもって採用を打ち切ります。

#### 6. 給付金額

##### （1）研究奨励費（生活費相当額）

2021 年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、給付金の額については変更することがあります。

月額 190,000 円

##### （2）研究費

申請書記載の研究計画を行うための支援として、研究奨励費とは別途、研究費（40 万円/年）を配分します。なお、個々の研究計画及び研究の進捗状況等を勘案し、前記の金額とは別に研究費を追加支給することがあります。

※上記の給付金額については、予算状況により変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

#### 7. 申請書類

##### （1）申請書

必要事項を記入の上、PDF ファイルに変換し、メール添付にて提出してください。

##### （2）評価書

主任指導教員に作成を依頼してください。

※評価書は、評価者から本事業事務局に直接提出するものとし、大学から申請者本人にその内容を開示することはありません。

#### 8. 申請書類提出先

次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室

jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp ※(at)は@に置き換えてください。

## 9. 申請書提出〆切

2021年10月8日(金)15:00(必着)

## 10. 選考及び結果の開示

### (1) 選考

一次審査(書類審査)及び二次審査(オンライン面接審査)を行い、採用内定者を決定します。

### (2) 審査基準

主要な審査基準は、以下のとおりです。

- ①博士課程修了後に学術研究あるいは研究開発に携わるプロフェッショナルとして働いていく強い意志と具体的な展望を持っていること
- ②学術の将来を担う優れた研究者あるいは社会の知的基盤を支える高度な研究開発者となることが十分期待できること
- ③分野に捉われず、優れた着想力で挑戦的な研究課題を設定し、かつ物事の解明や課題の解決に向けて研究を遂行する能力が優れていること
- ④研究のアプローチの仕方に独創性があり、研究の将来の展開に独自のビジョンを持っていること

なお、上記の審査基準に加え、博士後期課程相当の在籍期間中に、海外の大学との国際共同学位プログラムまたは所属する専攻・研究科以外の専攻・研究科との学内共同指導を含む研究計画を有する学生を優先的に選抜します。(5年一貫制博士課程に在学し(編入学者を除く)在学月数が48ヶ月以上の者または本学の博士後期課程に在学もしくは5年一貫制博士課程の3年次に編入学し、在学月数が24ヶ月以上の者において、上記プログラム等のいずれにも参加していない場合は、国際会議への出席や共同研究への参画経験等を審査します。)

### (3) 選考結果の開示

一次審査終了後速やかに審査結果を通知し、合格者には二次審査(オンライン面接)の日程について案内します。二次審査は、10月25日(月)から10月29日(金)の間で実施予定です。

二次審査の結果(採用内定・不採用)は、2021年10月末までに通知します。

なお、選考に関する個別の問い合わせには対応しません。

## 11. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類は、所定の様式を使用してください。所定様式以外の申請は認められません。
- (2) 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- (3) 申請は1人1件とします。2件以上申請した場合、全ての申請を無効とします。
- (4) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

## 12. 特別研究員の義務等

- (1) 特別研究員は、採用期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) 特別研究員は、各年度決められた時期に研究状況報告書を提出しなければならない。また、採用期間を終了し、博士課程を修了した場合は、就職等状況調査票を提出しなければならない。
- (4) 特別研究員は、本学が指定する研究力向上及び研究者としてのキャリアパスの獲得を目的とした講義、ワークショップ等へ参加しなければならない。
- (5) 特別研究員は、本学、基盤機関または企業等から、生活費相当額として十分な水準（240万円/年（税引き前）以上）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ることはできない\*。
- (6) 特別研究員は、国立研究開発法人科学技術振興機構からの協力要請に基づく以下の事項について、可能な限り協力しなければならない。
  - ア 博士後期課程学生交流会への参加
  - イ 国立研究開発法人科学技術振興機構によるモニタリング調査への協力
  - ウ 博士課程修了後の追跡調査への協力
  - エ その他国立研究開発法人科学技術振興機構から求められた事項への協力
- (7) 特別研究員は、本事業に参画するにあたり、研究倫理教育およびコンプライアンス教育として、「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了しなければならない。（詳細については、採択時に連絡します）

\*臨時的な収入を目的とした仕事（アルバイト、リサーチアシスタント等）に就くことは可能です。

## 13. 採用の中止または取消、給付金の停止及び返還請求

12. に掲げる特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合には、特別研究員の採用を中止するまたは取り消すとともに、給付金の支給を停止または支給済みの研究奨励費及び研究費の返還を請求する場合があります。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する場合
- (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (4) 本学を休学する場合
- (5) 本学を退学する場合（除籍を含む）
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績または性行が不良である場合
- (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (11) 研究上の不正行為を行った場合
- (12) 研究費の不正使用を行った場合
- (13) 本人から辞退の申し出があった場合

(14) その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

14. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に管理し、総合研究大学院大学特別研究員事業の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

15. 本募集に関する連絡先（事務局）

次世代研究者挑戦的研究プログラム推進室

jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp ※(at)は@に置き換えてください。